

介護サービス情報の公表について

令和7年7月

茨城県長寿福祉課介護保険指導・監査G

介護サービス情報の公表制度とは

〈介護保険法〉 介護サービス情報の報告及び公表

第115条の35

介護サービス事業者は、〈中略〉サービスの提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報〈中略〉を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する**都道府県知事に報告しなければならない。**



**介護サービス事業者に対し、「介護サービス情報」
の報告を義務付け**

※計画基準日前の1年間において介護報酬の支払いを受けた額が100万円以下の者、
及び災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができない正当な理由がある者を除く

介護サービス情報の公表制度の仕組み

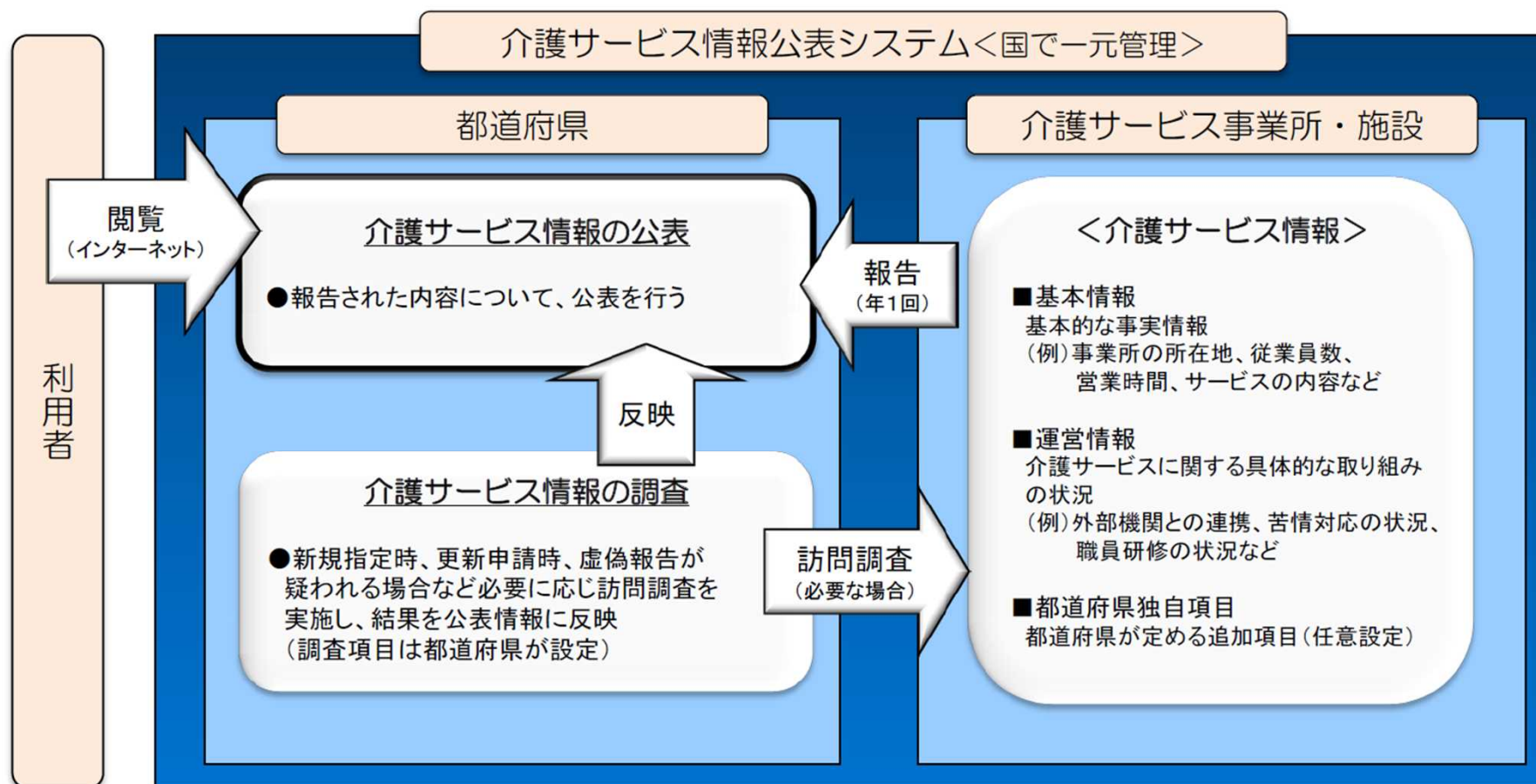
【趣旨】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。

【ポイント】

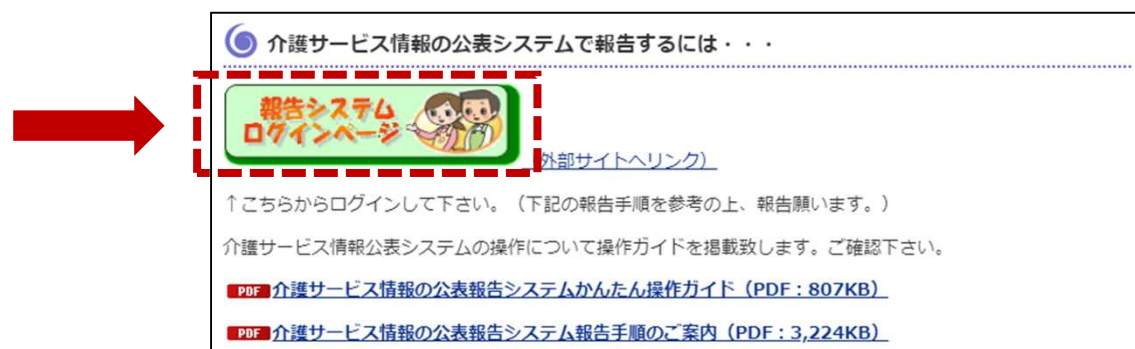
○介護サービス事業所は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告する。

○都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。また、都道府県は報告内容に対する調査が必要と認める場合、事業所に対して訪問調査を行うことができる。（都道府県は調査にかかる指針を定める）



各介護事業所で必要な作業

- ▶ 「介護サービス情報報告システム」にログイン
└ ログインページ：県HPからアクセス可能



- ▶ 自事業所・施設の介護サービス情報を提出

- **基本情報** 法人情報、事業所所在地、従業者、サービス内容、利用料等
★ 特に「電話番号」「FAX番号」「法人番号」に入力誤りがないか、提出前に再確認！
- **運営情報** 利用者の権利擁護、サービスの質の確保への取組、相談・苦情等への対応、外部機関との連携、事業運営・管理、安全・衛生管理の体制、従業者の研修
- **事業所の特色**

都道府県が審査・公表

報告の年間スケジュール

■ 10月～

- 県が「介護サービス情報に係る報告、調査及び情報公表計画」を策定。
- 県ホームページで計画を公表（報告対象事業所やスケジュールを掲載）

■ 12月～

- 事業所は、報告期限までに「介護サービス情報報告システム」により報告。
- 報告後、県が随時審査・公表。

作業スケジュール等の詳細は県HPでご案内します

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyoto/kaigo/joho/johonokohyo.html>

よくあるご質問について

Q. 介護サービス情報報告システムのID・パスワードを失念してしまった。

A. IDは介護保険事業所番号と同一です。
パスワードの再発行を希望する場合は、県HPに掲載している「パスワード再発行依頼書」をダウンロードし、長寿福祉課までご提出ください。

Q. システムの操作方法が分かりません。

A. 「簡単操作ガイド」や「操作マニュアル」等をご参照ください。

※いずれも、県HPに掲載

参考資料

1 介護サービス情報公表について

【厚生労働省HP】 介護サービス情報の公表制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>

【茨城県HP】 介護サービス情報公表の公表制度

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/joho/johonokohyo.html>

【介護サービス情報報告システム】 **（事業所ログインページ）**

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/08/>

【介護サービス情報の公表システム】 **（情報閲覧ページ）**

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>